

がんばれ鳴門の飲食店 応援スタンプラリー

参加店舗募集要項

鳴門市では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛の影響を受ける飲食店を応援するとともに、利用者の利便性向上を図ることを目的として、テイクアウトやデリバリーメニューの購入者を対象に、スタンプラリーを実施します。

スタンプラリー実施内容

【名称】

がんばれ鳴門の飲食店 応援スタンプラリー

【実施方法】

実施期間中に、対象となるお店（参加店舗）で買い物をされた方のスタンプカードに1回のお買い物につき1枚のスタンプシールを貼ります。

異なるお店のシールを3枚集めていただき、次回の来店時に「500円割引券」として利用出来るものとします。

※より多くの店舗を利用して頂くため、異なる店舗のシールを集める必要があります。3枚目のシールが集まった時点での割引は出来ません。必ず、次回の来店時に割引券として対応してください。

【実施期間】

令和2年6月1日（月）から11月30日（月）までの6か月間

※スタンプシールが3枚貼られたスタンプカードを500円割引券として利用出来る期限は、令和2年12月15日（火）までとします。

【参加店舗】

鳴門市内の飲食スペースを有する飲食店で、テイクアウトやデリバリーを行っている店舗 など

参加資格

- ・鳴門市内において店舗を有する事業者であり、店舗内に飲食スペースを有する飲食店等であること。
- ・自店舗でスタンプシールの貼付が可能であること。
- ・以下の対象とならないものに該当しないもの。

【対象とならないもの】

- ・テイクアウトやデリバリーのための営業を基本とする店舗
(例えば、ベーカリー、コンビニ、持ち帰り弁当専門店、スーパー など)
- ・チェーン店などで実質的経営主体が市外に所在する本部等であるもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び第35条の2に規定する特定性風俗物品販売等営業を行うもの
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行うもの
- ・その他、鳴門市が指定するもの

申込方法

1. 参加店舗の申込は、「参加店舗募集要項」の内容を確認し、「参加店舗申込書」に必要事項をご記入の上、事務局へ直接提出するか、郵送またはFAX・メールで申し込んでください。
2. 申込期間は、令和2年5月15日（金）から8月31日（月）まで。
なお、スタンプラリーの実施期間は、令和2年6月1日（月）から11月30日（月）までとします。
3. 申込のあった店舗につきましては審査の上、参加店舗として登録させていただきます。
登録の可否につきましては、後日、事務局よりご連絡いたします。
4. 参加店舗として登録された店舗には、事務局よりスタンプシール、スタンプカード、スタンプラリー参加店舗であることを示す掲示物等を配布いたします。
5. その他、必要となる筆記具などは各店舗でご用意ください。

手 順

1. 別紙「参加店舗申込書」に必要事項をご記入の上、事務局へ提出してください。
2. 後日、担当者が、スタンプシール・スタンプカード・スタンプラリー参加店舗であることを示す掲示物（シール）をお届けいたします。
3. テイクアウトあるいはデリバリーをご利用された方には、1回の利用につきスタンプカードに、スタンプシールを1枚貼付してください。
ただし、異なる3つの店舗を利用しなければ割引券としての利用は出来ませんので、1つのスタンプカードに同じ店舗のシールが貼られていないかを確認してください。
(シールには、それぞれの店舗ごとに番号が印字されています。)
初めてご利用の方には、新しいカードにスタンプシールを1枚貼付して、お渡しください。
4. スタンプカードを忘れてきた方や、デリバリーを利用された方については、スタンプシールを1枚お渡しし、スタンプカードに、お客様に貼っていただくように説明してください。
5. スタンプシールが3つ貼付されたカードは、必ず次回の来店時に500円割引券として、利用できるように取り扱ってください。
6. 割引券として利用されたスタンプカードは必ず回収してください。
回収したスタンプカードの所定欄に「店番号」「店舗名」「代表者氏名」を記入の上、押印し、大切に保管してください。
紛失や破損された場合は、割引分の料金をお支払い出来ない場合がありますのでご注意ください。
7. 回収されたスタンプカードは、ご都合の良い時に鳴門市役所経済局商工政策課まで請求書（別添、鳴門市様式のもの）とともに、提出してください。
スタンプカードの枚数に応じて、割引に対応して頂いた経費を、後日、指定の口座にお振り込みいたします。

なお、最終のご請求は、令和2年12月25日（金）までに行ってください。

その他

1. スタンプラリーは、3つの異なるお店で買い物をして頂く必要がありますのでご注意ください。
2. スタンプシールが3つ貯まった際には、次回の来店時に割引を行うようご注意ください。
3. 参加店舗につきましては、利用者に情報を提供するため店舗名・住所・電話番号など必要事項を公表いたしますので、ご了承ください。
4. テイクアウトメニュー、デリバリーメニューの提供を行うにあたっては、関係法令等を遵守するとともに、本事業の主旨を理解し、ルールに則り事業を行ってください。

提出先・問合せ先

〒772-8501

鳴門市撫養町南浜字東浜170番

鳴門市役所 経済局 商工政策課・観光振興課

TEL (088) 684-1157

FAX (088) 684-1339

Mail: kankoshinko@city.naruto.i-tokushima.jp

～ スタンプラリーの流れ ～

